

65歳以上の方の保険料(第1号被保険者)の保険料

○令和6～8年度の介護保険料の基準額が決まりました。

○基準額はこのように算出されます○

府中市で必要な 介護サービスの 総費用	×	65歳以上の 方の負担分 23%	÷	府中市に住む 65歳以上の方の 人数	=	府中市の保険料 基準額(年額) 80,600円
---------------------------	---	------------------------	---	--------------------------	---	-------------------------------

※基準額は、全国一律ではなく、それぞれの市町村で必要な介護サービスの総費用により決められます。

府中市では、国の示した基準に基づき、ご本人及び世帯の所得・課税状況を13の所得段階に区分して保険料を設定します。

段階	対象者		割合	令和6～8年度
	世帯	本人		
第1段階	市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の者	基準額 ×0.285	23,000円
第2段階		・前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円超120万円以下の者	基準額 ×0.485	39,100円)
第3段階		・前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が120万円超の者	基準額 ×0.685	55,200円
第4段階	市民税課税	・前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の者	基準額 ×0.83	66,900円
第5段階		・前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円超の者	<b>基準額</b>	80,600円
第6段階		・前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.12	90,300円
第7段階		・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.25	100,800円
第8段階		・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.50	120,900円
第9段階		・前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.65	133,000円
第10段階		・前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	基準額 ×1.85	149,100円
第11段階		・前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	基準額 ×2.00	161,200円
第12段階		・前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	基準額 ×2.20	177,300円
第13段階		・前年の合計所得金額が700万円以上	基準額 ×2.40	193,400円

## ○保険料はどのように納めるの？

納め方は、年金の受給額によって【特別徴収】と【普通徴収】の2通りにわかれます。

【特別徴収】年金が年額18万円以上の方は年金から天引きになります。

※対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

### ★注意★

年金が年額18万円以上でもこんなときは納付書で納めます。

年度途中で65歳になる方



○しばらくの間は納付書で納めます。(普通徴収)

他市町村から転入された方



○年金天引きが開始となる時期は、約半年から1年後がめやすとなります。

年度途中で所得段階が変わった方



○保険料額に変更があった場合は、しばらくの間、納付書での支払方法になります。

【普通徴収】年金が年額18万円未満の方は市から送付される納付書で納めます。

※老齢・退職年金、遺族年金、障害年金を受給していない方は普通徴収となります。

### ★納付書で納める方は便利で確実な口座振替を★

忙しい方、なかなか外出できない方は、介護保険料の口座振替が便利です。

(手続き)①通帳、印鑑(通帳届出印)を用意します。

②取扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降となります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引落しができないケースがあります。

## ○保険料はいつから納め始めるの？

保険料は65歳の誕生日の前日の属する月分から納めます。

(例)○8月1日が65歳の誕生日の方は、7月分から納めます。

○8月2日が65歳の誕生日の方は、8月分から納めます。

## ○保険料を納めないでいると？

特別な事情がないのに保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

<p>1年間滞納した場合 ○サービス利用時の支払い方法の変更 (償還払いへの変更)</p>	⇒	<p>介護サービスを利用した時、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで7割から9割相当分を府中市から払い戻しを受ける「償還払い」に、支払い方法が変更になります。</p>
<p>1年6ヶ月以上滞納した場合 ○保険料給付の一時差し止め ○差し止め額から滞納保険料を控除</p>	⇒	<p>償還払いになった保険給付費の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。また、差し止められた保険給付費を滞納している保険料にあてる場合があります。</p>
<p>2年以上滞納した場合 ○利用者負担の引き上げ ○高額介護サービス費の支給停止</p>	⇒	<p>介護保険料の未納期間に応じて、本来1割または2割・3割である利用者負担が3割・4割に引き上げられたり、高額介護サービス費がつけられなくなったりします。</p>

## ○介護保険料 Q&A

<p>Q. サービスを利用しなくても保険料は払うの？ 納めた保険料は返してもらえますか？</p>	⇒	<p>A. 65歳以上の方の保険料は地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。 介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。</p>
<p>Q. 所得が少なくても保険料を払わなければならないの？</p>	⇒	<p>A. 所得に応じた額になるように所得段階を細分化しております。所得の少ない方については、無理のないよう、低い保険料額になっています。どうぞご理解ください。</p>

【65歳以上の方の介護保険料についてのお問い合わせ】

府中市 健康福祉部 介護保険課 介護福祉係

府中市府川町315番地

電話 0847-40-0222 FAX 0847-45-5522